

さいたま市 残土条例 規制面積 500 平方メートルに強化



The Knights

さいたま市は11月29日、12月定例会市議会に「土砂たい積等の規制に関する条例」案を提案すると発表しました。建設残土などが無秩序に山積みされた流出や崩落で災害を引き起こす事例を踏まえ、事前防止に眼目を置いた条例の制定を目指します。市条例は、県が10月15日に公布した「県残土条例」とほぼ同内容で、施行日も県条例と同一にする考えです。

市条例は家屋の密集率が高い市内の状況を踏まえ、たい積面積を県条例の3000平方メートル以上から500平方メートル以上に強化し、独自性を打ち出しました。またたい積の高さは県条例と同じ基準になる見通しであるが、勾配については「規制面積が狭く、住宅密集率が高いことを考慮して、崩れにくい角度を検討したい」としています。さらに同一敷地で500平方メートル未満のたい積を複数行う“脱法行為”を防止する措置も盛り込みました。

市条例案は、500平方メートル以上のたい積事業について、事前に計画書の提出を義務付け、許可制とし、汚染土壌のたい積禁止、土砂搬入禁止区域の設定、土地所有者への勧告などが案の特徴になります。立ち入り検査ができ、違反行為には是正勧告、措置命令ができ、従わない場合は最高2年の懲役又は100万円以下の罰金を課す罰則もあります。

資料:平成14年11月30日付 埼玉新聞

環境分析センター 石澤 牧子

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 埼玉県さいたま市大字太田窪2051番地2
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817
URL: www.knights.co.jp

事業内容

- | | |
|----------------------|--------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 製品開発・品質管理に伴う化学分析 |
| 2 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 6 トータルサニテーション管理 |
| 3 水道法第20条に基づく水質検査 | 7 微生物に関する試験・調査 |
| 4 労働衛生管理に伴う作業環境測定 | 8 依託試験・研究・開発 |

